

別表1 [ 競技スポーツ対策事業 ]

項目	補助対象経費					
	(1) ポテンシャルアスリート事業	(2) ジュニアアスリート育成事業	(3) コーチ研修会事業	(4) スポーツ医・科学専門家育成事業	(5) 競技用具購入事業	(6) 競技用具等運搬事業
内容	国内で開催される各競技団体の最高峰の大会（国民体育大会等）で入賞者を輩出するために実施される強化事業（合宿、遠征、指導者招聘等）に要する経費。	各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成に要する経費。	障害者スポーツへの関心を高めるとともに、健常者スポーツの指導者が障害者の選手も指導できるようにするための研修会や個別研修に参加する経費、及び資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。	スポーツ医・科学委員、ドクター、デンティスト、トレーナー、薬剤師及び栄養士が、J S P Oや中央競技団体等が実施する専門の研修会や個別研修会、資格取得を目的とする研修会・試験に参加する経費、又は資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。	競技用具購入により成績の向上が見込まれる競技団体の用具購入に要する経費。 要件・10万円以上の経費を要するもの ・補助限度50万円	県外交流時における用具等の運搬に要する経費。
対象者	指定競技団体	佐賀県中学校体育連盟	加盟競技団体	スポーツ医・科学委員会各部会又は加盟競技団体からの推薦を受けた者	加盟競技団体	加盟競技団体
補助対象科目・単価等	報償費	〔謝金〕 ○ 県外招聘指導者（アドバイザーコーチ） 30,000円 以内／全日（4時間以上） 15,000円 以内／半日（4時間未満） ○ 県外招聘チーム ※1招聘チームにつき24名まで 10,000円 以内／人／回 ※ 旅費の支給は不可 〔指導手当〕 ○ 県内指導者（教職員の場合、特業手当との重複受給は不可） 3,600円 以内／全日（4時間以上） 1,800円 以内／半日（4時間未満）	〔謝金〕 ○ 県外招聘指導者（アドバイザーコーチ・スタッフ） 30,000円 以内／全日（4時間以上） 15,000円 以内／半日（4時間未満）			
	旅費	〔交通費〕 ○ 公共交通機関（電車、飛行機等）利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車、レンタカー利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他（タクシー等）利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 甲地 … 10,900円／泊 以内 乙地 … 9,800円／泊 以内	〔注〕 県内研修会の開催の場合、旅費の支給対象は県外招聘指導者に限る。 〔交通費〕 ○ 公共交通機関（電車、飛行機等）利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他（タクシー等）利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 甲地 … 10,900円／泊 以内 乙地 … 9,800円／泊 以内			
	※ 県旅費規程を上限 ※ 交通費については最も経済的な経路及び交通手段を選択すること					
	負担金	○ 大会参加料等	○ 研修会参加料等			
	需用費	○ 消耗品費（ボール、事務用品等） ○ 印刷製本費 ○ 食糧費（2,000円 以内／人／食） ○ その他（駐車料金等）	〔注〕 需用費は、県内研修会の開催の場合に限り、補助対象科目とする。 ○ 消耗品費（ボール、事務用品等） ○ 印刷製本費 ○ 食糧費（2,000円 以内／人／食） ○ その他（駐車料金等）			
	使用料及び賃借料	○ 会場使用料（付属設備使用料を含む。） ○ 車借り上げ料等	〔注〕 使用料及び賃借料は、県内研修会の開催の場合に限り、補助対象科目とする。 ○ 会場使用料（付属設備使用料を含む。）			○ 車借り上げ料等
備品購入費				○ 競技用具の購入		
対象期間	各年度4月1日から3月31日まで					

※ 全ての経費の領収書は原本とする。（内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付）

※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは、第4条第6号による。

別表2 [ スポーツ指導者養成等事業 ]

項目		補助対象経費		
		(1) 外部指導者招聘事業	(2) スポーツ育成事業	
内容		国内外の優れた指導者を招聘し、一定期間又は複数回にわたり、県内の指導者及び選手が直接アドバイスを受ける事業に要する経費。(SSP競技伴走型育成交付金を受ける事業を除く。)	県内の指導者が国内外の優れた指導者のもとで最先端の指導法や技術を学ぶ事業に要する経費、(公財)日本スポーツ協会や中央競技団体等が実施する講習会等に参加する経費。	
対象者		加盟競技団体	加盟競技団体	
補助対象科目・単価等	報償費	<p>[謝金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部指導者               <ul style="list-style-type: none"> <li>50,000円 以内/全日(4時間以上)</li> <li>25,000円 以内/半日(4時間未満)</li> </ul> </li> <li>上記により難しい場合には、個別に協議 ※理由書提出</li> <li>○ アシスタント               <ul style="list-style-type: none"> <li>10,000円 以内/全日(4時間以上)</li> <li>5,000円 以内/半日(4時間未満)</li> </ul> </li> </ul> <p>※外部指導者1名につき2名まで ※指導に伴う会場使用料等は対象外</p>	/	
	旅費	<p>(注)原則として、旅費の支給対象は外部指導者及びアシスタントに限る。 ※県内に適切な競技施設がない場合は要協議</p> <p>[交通費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共交通機関(電車、飛行機等)利用の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>… 実費支給</li> </ul> </li> <li>○ 自家用車利用の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>… ガソリン代、有料道路料金</li> </ul> </li> <li>○ その他(タクシー等)利用の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>… 要協議</li> </ul> </li> </ul> <p>[宿泊費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホテル等利用の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>甲地 … 10,900円/泊 以内</li> <li>乙地 … 9,800円/泊 以内</li> </ul> </li> </ul> <p>※本国体帯同の場合は、国体宿泊料金を適用</p>		
	※県旅費規程を上限 ※交通費については最も経済的な経路及び交通手段を選択すること			
	負担金			○ 受講料等
	需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食糧費 (2,000円 以内/人/食、夕食6,000円以内/人/食)原則として外部指導者・競技団体のみ。競技団体の出席者数は、外部指導者と同数が上限。</li> </ul> <p>※選手の食事代は当補助金事業の対象外</p>		
	委託料	外部指導者が所属する事務所等との委託料		
	その他	佐賀県競技力向上推進本部長が承認したもの		
対象期間	各年度4月1日から3月31日まで			

※ 全ての経費の領収書は原本とする。(内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付)

※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは、第4条第6号による。